

# 和歌山県警察用航空機の運用等に関する規程

(最終改正：令和4年3月25日 和歌山県警察本部訓令第11号)

和歌山県警察用航空機の運用等に関する規程を次のように定める。

## 和歌山県警察用航空機の運用等に関する規程

### 目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 運用（第5条～第21条）

第3章 整備（第22条～第24条）

### 附則

#### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県警察航空隊の運営並びに警察用航空機（以下「航空機」という。）の運用及び整備に関し必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 航空機の運用及び整備に関しては、航空関係法令、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び警察用航空機の運用等に関する細則（平成4年警察庁訓令第16号。以下「細則」という。）によるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 航空業務

航空機の運用及び整備に関する業務をいう。

(2) 航空基地

和歌山県警察が設置した航空機の運用、整備等のための事務所、格納庫その他これらに付属する施設をいう。

(3) 航空従事者

航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する航空従事者をいう。

(4) 事業用操縦士

法第24条に規定する事業用操縦士をいう。

(5) 隊員

警察航空隊（以下「航空隊」という。）に勤務する航空従事者その他の職員をいう。

(航空隊の設置)

第4条 航空隊は、警備部警備課に置くものとする。

#### 第2章 運用

(航空業務計画)

第5条 警備部警備課長（以下「警備課長」という。）は、規則第4条第2項に規定する航空業務計画の策定指針に基づき、同条第3項に規定する毎年度の航空業務計画を定めるものとする。

2 所属長は、前項に規定する航空業務計画の策定資料として航空機の運航を必要とする行事等がある場合は、毎年3月10日までに翌年度の年間航空機運航計画書（別記様式第1号）を、警備課長を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

(任務)

第6条 航空隊は、航空機を運用することにより、災害その他の場合における警備実施を行うほか、警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援を行うことを任務とする。

2 前項の任務を遂行するに当たっては、航空隊は、必要に応じて、機動隊その他の所属のほか、他の警察部門との連携を図るものとする。

(勤務制)

第7条 隊員の勤務は、警察職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年和歌山県警察本部訓令第26号）第4条に規定する通常勤務によるものとする。ただし、警備課長は、業務上特に必要があると認めた場合は、本部長の承認を受けて別に勤務制を指定することができる。

(警察航空隊長の職務)

第8条 警察航空隊長（以下「隊長」という。）は、警備課長の指揮を受け、規則第8条に規定する職務のほか、次の職務を行うものとする。

- (1) 航空基地、航空機、装備資機材等の運用及び保管管理に関すること。
- (2) 航空機の運用等に必要な情報資料の収集整備及び活用に関すること。
- (3) その他航空隊の運営に関すること。

(運航責任者)

第9条 警備課長は、事業用操縦士の資格を有する隊員の中から、航空業務の実施について隊長を補佐する者（以下「運航責任者」という。）を指定するものとする。この場合において隊長が事業用操縦士の資格を有するときは、隊長に運航責任者を兼ねさせることができる。

2 運航責任者は、隊長の指揮を受け、規則第8条第1項各号に規定する業務を行うものとする。

(安全担当者)

第10条 規則第10条に規定する安全担当者（以下「安全担当者」という。）は、警備課長が隊員（航空従事者に当たる者に限る。以下第12条第2項において同じ）の中から指定するものとする。

2 安全担当者は、運航責任者を補佐し、規則第10条第1項に規定する業務を行うものとする。

(機長)

第11条 運航責任者は、航空機を運用するときは、その都度、当該航空機を操縦することができる有資格者を機長に指定するものとする。

(飛行計画の承認等)

第12条 機長は、飛行前、飛行計画を作成し、運航責任者の承認を受けるものとする。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 前条及び前項の場合において、運航責任者が不在であることその他の理由によりその職務を行うことができないときは、隊長があらかじめ指名する隊員が機長の指定及び飛行計画の承認等を代行することができる。

3 機長は、飛行後、飛行記録簿（別記様式第2号）により飛行結果を運航責任者に報告しなければならない。

(運航申請)

第13条 航空機の運航を必要とする場合は、その必要とする所属長が運航の2週間前までに航空機運航申請書（別記様式第3号）により警備課長に運航を申請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により申請し、事後速やかに航空機運航申請書を提出しなければならない。

(航空隊業務日誌)

第14条 隊長は、航空隊業務日誌（別記様式第4号）に勤務日の取扱事項等を記録しておかなければならない。

(活動結果報告)

第15条 隊長は、航空機による活動結果を、その都度、警備課長に報告しなければならない。

(事件事故等の処理)

第16条 隊員は、航空機の運航により認知した事件事故等については、被疑者の特定、負傷者の救護、参考人の確保、現場の写真撮影等処理可能な措置を講じるものとする。

2 警備課長は、前項の規定により隊員が措置した事件事故等に関する書類等を関係所属長に引き継ぐものとする。

(服装)

第17条 隊員の服装は、原則として和歌山県警察官等の服制に関する規程（平成6年和歌山県警察本部訓令第11号）第10条に規定する航空隊飛行服とする。ただし、隊長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(心構え)

第18条 隊員は、常に航空機の安全運航の確保及び航空業務の円滑な遂行に努めなければならない。

(臨時発着場)

第19条 規則第18条に規定する臨時発着場（以下「臨着場」という。）は、本部長が別に指定する。

2 警察署長（以下「署長」という。）は、前項の規定により指定された管轄区域内の臨着場の維持管理に当たるものとする。

3 署長は、前項の規定により維持管理に当たる臨着場及びその周辺において航空機の発着に支障となる新たな障害物の存在や環境の変化等を発見したときは臨時発着場調査表（別記様式第5号）により、警備課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(搭乗承認)

第20条 警察職員以外の者が搭乗しようとする場合は、次に掲げる場合を除き、搭乗の2週間前までに航空機搭乗申請書（別記様式第6号）により、本部長の承認を受けなければならない。

(1) 本部長が搭乗を依頼した者が搭乗する場合

(2) 救助又は保護された者を搭乗させる場合

(3) 緊急に被疑者を護送するため搭乗させる場合

(4) 国土交通省航空局検査官（同試験官を含む。）、総務省総合通信局検査官又は修理委託業者が業務のために搭乗する場合

2 本部長は、搭乗を承認したときは、航空機搭乗承認書（別記様式第6号。以下「承認書」という。）を交付するものとする。

(搭乗手続)

第21条 航空機の搭乗承認を受けて搭乗する者（以下「搭乗者」という。）は、航空機に搭乗する際、承認書を機長に提出しなければならない。

2 搭乗者は、別表に定める「航空機搭乗者心得」を遵守するとともに、機長の指示に従わなければならない。

### 第3章 整備

(点検整備)

第22条 運航責任者は、規則第21条及び細則第6条に規定するところによる点検整備を確実に実施し、常に機能の保持に努めなければならない。

2 法第24条に規定する航空整備士は、飛行前後に航空機の機体、装備品、燃料、潤滑油及び積載物について点検整備を行わなければならない。

(定期検査)

第23条 警備課長は、規則第22条に規定する定期検査を6か月ごとに行い、その結果を本部長に報告しなければならない。

(非可動報告)

第24条 隊長は、航空機が故障又は点検整備のため運航できないこととなった場合は、その都度、警備課長に報告しなければならない。

別表（第21条関係）

航 空 機 搭 乗 者 心 得

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 飛行前 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機長と飛行に関する打合せを行い、使用目的及び飛行経路の変更を要求しないこと。</li> <li>○ 搭乗準備は、離陸10分前に完了すること。</li> <li>○ みだりに航空機へ接近し、触れないこと。</li> <li>○ 機体の付近では喫煙しないこと。(機体から30m以内火気厳禁)</li> <li>○ 携行品のある場合は、あらかじめ機長に申し出ること。</li> <li>○ 火燃性物質、その他の危険物を機内に持ち込まないこと。</li> <li>○ 高血圧、風邪等で体に異常のある場合は、あらかじめ機長に申し出ること。</li> <li>○ 用便は、必ず済ませておくこと。</li> <li>○ 必ず係員の指示に従って行動すること。</li> <li>○ 回転翼（主ローター及び尾部ローター）に注意すること。</li> </ul> |
| 飛行中 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自分の体に合わせてベルトを調整すること。</li> <li>○ 機体や装備品にはみだりに手を触れないこと。</li> <li>○ 機長の許可なく喫煙したり、座席から移動しないこと。</li> <li>○ 無線通信は、機長の許可を得て行うこと。</li> <li>○ 操縦士に必要以外のことを話しかけないこと。</li> <li>○ 機外には、絶対に物を捨てないこと。</li> <li>○ ドア開閉装置には絶対に手を触れないこと。</li> <li>○ 飛行中、酔ったり、体に不調が生じたときは、速やかに機長に申し出ること。</li> </ul>                                                                                                  |
| 飛行後 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 忘れ物がないか確認すること。</li> <li>○ 機長の許可なく、ドアを開けたり、降りたりしないこと。</li> <li>○ 装備品等の返納があるときは、係員に確実に返納すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                             |

(別記様式省略)